

製品起因による事故ではないと判断した案件(案)

該当事案無し

確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、重大製品事故でなかった又は報告義務者でなかった案件(案)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考	参考情報
1	A201600045 平成28年3月29日(山口県) 平成28年4月28日	延長コード	(火災、重傷1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が重傷を負った。	●当該製品について調査の結果、当該事業者が輸入した製品でないことが判明したことから、当該事業者は報告義務者ではないと判断した。		○使用場所 自宅 ○当該事業者の調査によれば、刃受金具の形状が当該製品と異なるものと推定。 ○現在、NITEで原因調査中。
2	A201600120 平成28年6月2日(福岡県) 平成28年6月13日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	(火災) 当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。	●当該事業者は、当該製品から異臭及び発煙した旨の連絡を受け、重大製品事故の報告を行った。消防の調査により、当該製品の電解コンデンサーの防爆弁が作動し、高温の電解液が噴出した現象によることから、火災に至らない事故と判断された。よって、重大製品事故の要件に該当しないため、対象外とした。		○使用場所 自宅 ○当該事業者の調査によれば、当該製品の電解コンデンサーの防爆弁が動作し、中の電解液が水蒸気として噴出したものと推定。 ○現在、NITEで原因調査中。
3	A201600647 平成29年1月3日(奈良県) 平成29年2月2日	布団乾燥機	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	●当該製品について調査の結果、当該事業者が輸入した製品でないことが判明したことから、当該事業者は報告義務者ではないと判断した。		○使用場所 自宅 ○調査の結果、モーター部品及びモーター取付金具の形状が当該製品と異なることが判明。